

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から同年 6 月まで
社会保険事務所に、年金の加入記録について照会したところ、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、結婚前に厚生年金保険に加入していたことから、結婚後も継続して年金に加入しようと思ひ、結婚後数か月経過したころ、自宅に来た集金人に、申立期間に係る国民年金保険料として現金 2 万 1,000 円を渡したことを記憶している。

申立期間に係る国民年金保険料の領収書は残っていないが、当該保険料を納付したことは間違いないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 56 年 2 月 11 日）の直後の昭和 56 年 2 月 25 日に払い出され、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、年金に対する関心が高かったことがうかがわれ、国民年金加入直後の申立期間に係る国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は、5 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が記憶している申立期間の国民年金保険料額は、当時の国民年金保険料額とほぼ一致しており、申立内容に不自然さはない。

さらに、申立人は、「結婚後数か月経過したころ、集金人に、申立期間に係る国民年金保険料を渡した。」と供述しており、申立人が集金人に渡した国民

年金保険料には、過年度分（昭和 56 年 2 月及び同年 3 月）及び現年度分（昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで）が含まれていたと考えられるところ、申立人が居住する町は、「申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする昭和 56 年当時、集金人が取り扱っていた国民年金保険料は、現年度分がほとんどであったと思うが、まれに、過年度分も含まれていたかもしれない。」と回答している上、申立人が記憶している集金人が、当時、申立人が居住していた地区を担当していたことが、同町が保管する国民年金委員名簿により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年12月31日まで

申立期間の給与について、標準報酬月額が22万円から8万6,000円に引き下げられているのは納得いかない。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA事業所は、平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その約2か月後の6年3月4日付けで、申立人の4年4月から5年11月までの標準報酬月額が22万円から8万6,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、「事業主は兄、自分は弟の間柄であった。当時、標準報酬月額を減額する給与の降給等の事由は無く、保険料の滞納についても承知しておらず、事業主（兄）と話し合ったこともない。当時、社会保険の手続は事業主（兄）が行っていた。」と主張するところ、申立人が事業主の委任を受け、あるいは事業主の代理人として当該遡^{そきゅう}及訂正届に関与していたものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年8月までの期間及び51年11月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、52年9月から平成元年5月までの期間に係る付加保険料を含め、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年9月から49年8月まで
② 昭和51年11月から平成元年5月まで

申立期間①については、母親から国民年金保険料を納付したと聞いた記憶があり、几帳面であった母親が未納にするはずがない。

申立期間②については、妻が国民年金保険料を納付書又は口座振替により納付したと言っており、未納とされている期間があることに納得できない。また、当該期間のうち、昭和52年9月から平成元年5月までは、妻と同様に国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付しているはずであり、56年10月から57年3月まで申請免除の手続をした憶えも無い。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、また、申立人の妻から聴取しても、保険料の納付状況等についての記憶が明確ではなく、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。
- 2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年12月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 申立期間②については、社会保険庁の記録及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年12月ごろ国民年金に加入し、55年4月から56年9月までの国民年金保険料を57年7月に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間②の一部（昭和51年11月から55年3月まで）は時効により保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人は、妻が納付書又は口座振替により国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人が居住する市では、昭和 52 年 4 月から納付書により、その後、53 年 4 月から口座振替による保険料の納付が可能になったとしていることから、それ以前の 51 年 11 月から 52 年 3 月までは、集金人による集金が行われていたと考えられ、申立人の妻から聴取しても、集金人に保険料を納付したことは無いと述べており、当該期間の納付方法が不明である。

さらに、申立人は、申立期間②のうち昭和 52 年 9 月から平成元年 5 月までの期間は付加保険料を併せて納付し、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間において免除された記憶が無いと主張しているところ、申立人が国民年金に加入したと推認される 56 年 12 月時点において、国民年金制度上、52 年 9 月にさかのぼって付加保険料を納付することはできない上、社会保険庁の記録によると、56 年 10 月から 57 年 3 月までの申請免除とされている期間は、免除手続きが可能であった期間と一致しており、行政側の記録に不自然さは見受けられない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月ごろから 29 年 2 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間当時に勤務していたA事業所及びB事業所（現在は、C事業所）における加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、時期は定かではないが、D事業所に勤務した後、定時制高等学校に通学しながら、A事業所及びB事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 同僚の証言により、時期は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、A事業所は、法人（有限会社）化した昭和 29 年 4 月 15 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、A事業所は、昭和 35 年 12 月 25 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主が死亡していることから、同社における当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 C事業所は、B事業所における申立期間当時の人事関係資料を廃棄していることから、同事業所における申立人の勤務実態について不明としているほか、申立人が記憶している同僚一人については、当時の勤務時期に係る記憶が曖昧であり、同事業所における申立人の勤務実態を確認することはできな

い。

また、社会保険事務所の記録により、B事業所は、昭和32年5月1日に個人事業所として厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

さらに、C事業所は、申立期間当時における賃金台帳等の資料を廃棄しており、厚生年金保険料の控除について不明としていることから、B事業所における当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年6月1日まで
② 昭和34年5月10日から35年2月1日まで
③ 昭和35年6月5日から同年11月14日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間①、B事業所に勤務していた申立期間②及びC事業所に勤務していた申立期間③について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、これらの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所は、昭和53年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立人が記憶している当該事業所のD事業所内にあった出張所（名称は不明）の同僚3人は死亡又は連絡先が不明であり、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により32年6月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員6人についても、死亡や連絡先が不明であることなどから、申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、A事業所の出張所における経理担当事務員の氏名が不詳のため、保険料の控除に係る証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②については、同僚の証言により、期間は特定できないものの、

申立人がB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和35年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる経理担当事務員は、「私は、昭和34年6月ころからB事業所のD事業所内にあった出張所に勤務していたが、当該出張所で採用された従業員は、すべて35年2月に厚生年金保険に加入した記憶がある。」としているところ、35年1月以前に、上記出張所に採用されたとみられる従業員7人（申立人を除く）は、いずれも、同年2月1日に被保険者資格を取得していることが、同名簿により確認できる。

さらに、申立期間②当時に上記出張所に勤務していた経理担当事務員は、「当時、厚生年金保険に加入していなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、連絡の取れたC事業所の従業員4人のうちの1人は、昭和35年9月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、「申立人は、自分よりも後に入社した。」、「入社時に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録により、申立人がC事業所とは別の事業所（B事業所）において、昭和35年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日に喪失していることが確認できる。

さらに、C事業所は、昭和40年3月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の事業主は、連絡先が不明であることなどから、申立人の勤務実態について確認することはできない。

加えて、申立期間③当時のC事業所の事業主、同事業所本社及び同事業所出張所の経理担当事務員は、いずれも、連絡先が不明であることなどから連絡が取れず、申立期間③当時における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 8 日まで
平成 20 年 4 月に、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所（現在は、C事業所）B工場に女子勤労挺身隊として勤務していた申立期間について、脱退手当金の支給記録があることが分かった。

しかし、60歳の時、年金の請求のため、社会保険事務所に行った際、同事務所の職員から、A事業所に勤めていた期間が11か月ある旨の説明を受けた上、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するD事業所（後にA事業所に名称変更）B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後3ページ（計4ページ）に記載されている女性従業員76人の中で、申立人と同日（女子勤労挺身隊員の解散日とされる昭和20年9月8日）に資格喪失するとともに、女子勤労挺身隊員に係る脱退手当金の受給要件（6か月以上3年未満の厚生年金保険被保険者期間）を満たしている25人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者台帳又は社会保険庁のオンライン記録に脱退手当金の支給記録がある17人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給年月日、

支給金額等が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和20年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A事業所を退職した後、引き続いてB事業所に勤務した。当時、病院に通院していたため、B事業所で健康保険にすぐ加入してもらうことを約束して入社し、申立期間についても健康保険証を使って通院した憶えがあるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは、同事業所の申立期間当時の元経理担当者の証言から推認できる。

しかしながら、B事業所は昭和 47 年 6 月 29 日に適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態について確認できる資料は無い。

また、上記元経理担当者は、「申立人がB事業所に入社した際、申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったかどうかについて記憶していない。私は、昭和 39 年か 40 年ごろからB事業所に勤めていたが、厚生年金保険には入社後しばらく経ってから加入した。」と証言しているところ、申立期間当時、同事業所に勤務していた複数の従業員についても、入社したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから、同事業所では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関で受診したと主張しているが、申立人がB事業所において健康保険に加入したことを確認できる関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 450（事案 209 及び 329 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 8 月 22 日まで
昭和 34 年 8 月から A 事業所に勤めていた。

今回、A 事業所の直前に勤務していた B 事業所の元事業主が作成した証言書を資料として提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間において A 事業所で勤務していたとする同僚及び事務担当者から聴取しても、同事業所に勤務していたことを示す証言を得ることができないこと、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人については、昭和 35 年 8 月 22 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録は確認できるものの、資格取得日以前の同名簿の中に申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらないこと、及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料として当時の職場での写真及び母子手帳を提出の上、再申立てを行ったが、当該写真に写っている申立期間当時の A 事業所に勤務していたとする同僚等から、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことがえる証言が得られたものの、勤務期間を特定することができない上、当時の同事業所の事務担当者から「当時、6 か月程度の試

用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」との証言があり、同事業所では、当時、入社時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれるなど、申立人が申立期間において同事業所で厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、申立人の妻が子供を出産したとする医療機関は、「出産当時の資料が無く、保険の種類等は確認できない。」としており、母子手帳からも、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかについて確認することができない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間について、申立人からさらに新たな資料として、A 事業所の直前に申立人が勤務していたとする B 事業所の元事業主が作成した証言書が提出された。

しかしながら、当該証言書を作成した B 事業所の元事業主は、「証言書には、申立人が B 事業所を昭和 34 年 7 月に退職し、同年 8 月から A 事業所へ変わった旨を記載したが、この記載内容については、A 事業所の関係者からではなく、B 事業所の当時の顧客から、申立人が A 事業所に勤務していると間接的に聞いた憶えがあるので記載した。」と証言している。

また、申立人は、「A 事業所は昭和 35 年 8 月に C 事業所と合併した。」と述べているところ、A 事業所の商業登記簿謄本によれば、同事業所の解散は昭和 36 年 7 月 31 日であるのに対して、C 事業所の商業登記簿謄本によれば、同事業所の会社設立は同年 5 月 19 日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時の A 事業所に勤務していたとする同僚から再度聴取したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな証言を得ることができない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。